

1 いじめの防止についての基本的な考え方

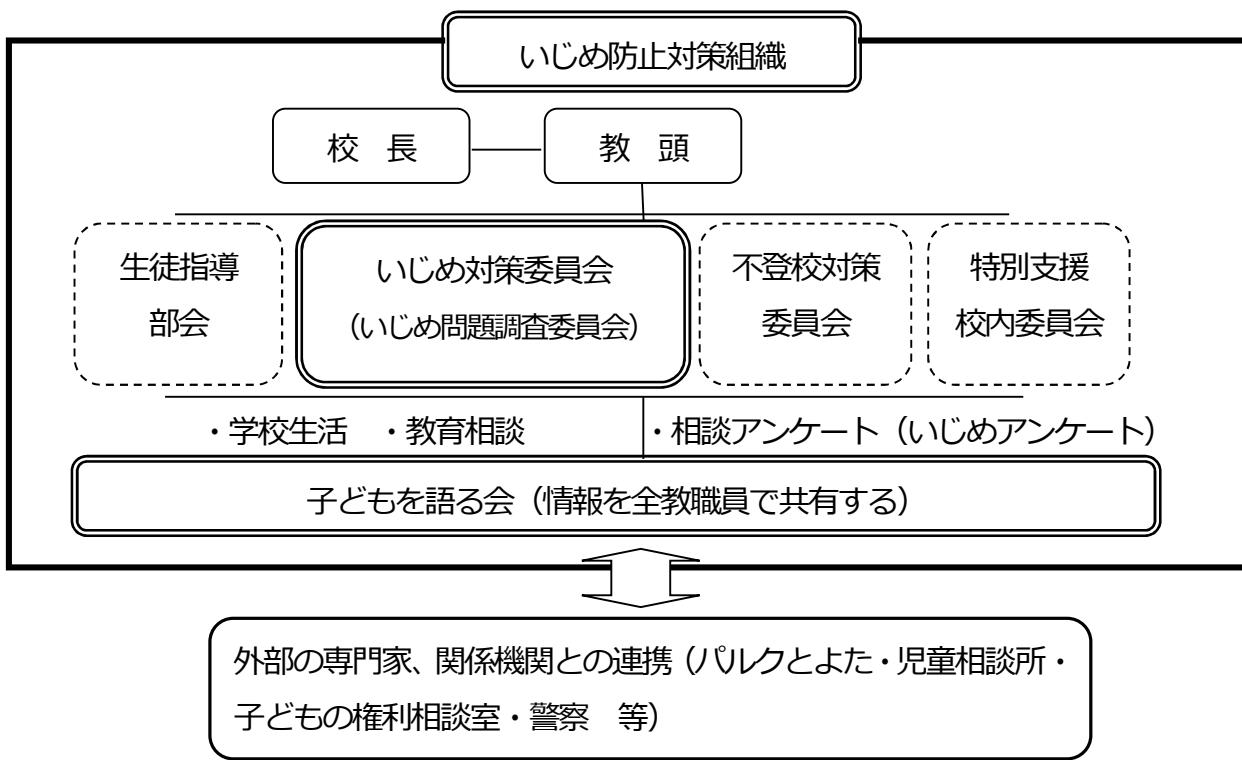
いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめを受ける児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。元城小学校の児童が、被害者や加害者になってしまう行為を何としても未然に防ぐ必要がある。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

「『あなた』と『わたし』を感じる元城っ子の育成」をめざして一人一人の子どもを大切にし、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織で一丸となって取り組む。必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。スクールカウンセラーを含めて情報共有を図る。



いじめ対策委員会の構成員

- | | | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------|-------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 | |
| ○校務主任 | ○保健主事 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主任 | ○学年主任 |
| ○特別支援コーディネーター | ○養護教諭 | | | |
| ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | | 等 | |
| ※必要に応じ | | | | |
| ○心の相談員 | ○学校運営協議会委員 | ○民生委員・主任児童委員 | | |

(1) いじめ対策委員会の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めに「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ウ 保護者、地域とのかかわり
 - ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
 - ・学校、地域、保護者で子どもの情報共有がしやすい環境づくりに取り組む。
- エ いじめに対する措置
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
 - ・問題が解決したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、少なくとも3ヶ月は継続的な指導・支援を行う。
- オ 学校の取組についての検証
 - ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、継続的かつ実効性のある取組となるように努める。
 - ・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による学校自己評価（1月）及び保護者への学校評価アンケート（11月）を実施するとともに、3月に年度末評価を行い、いじめ防止対策組織（いじめ対策委員会）の取組の検証を行う。

(2) いじめ対策委員会の開催時期

- ア 学校の状況に応じて、定期的（4月、10月、2月の年3回）に開催する。
- イ いじめの事実への対応のため、必要に応じて隨時開催する。

(3) 子どもを語る会の役割

- ア 教職員への共通理解と意識啓発を行う。
 - ・子どもの様子や指導方針について話し合い、全校児童を全職員で見守っていくという連携意識をもつ。

(4) 子どもを語る会の開催時期

- ア 密に情報共有できるよう、週に2度行われる職員の打ち合わせ時に開催する。
- イ いじめ対策委員会、不登校対策委員会、職員会議時にも設定する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 子ども同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学校づくりを進める。(縦割り班活動、1年生を迎える会、6年生を送る会等)
- イ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくり・学級づくりに努める。(関わり合いを大切にして、伝え合う授業、YYタイム等)
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。(こども園との交流、思いやり週間、ありがとうカード、ステムカード、若鯨賞、いのちの授業、感謝のプロジェクト等)
- エ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、子どもがインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネット上のいじめの加害者、被害者となならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見に向けた取組

- ア 子どもの小さなサインやささいな兆候を見逃さず、的確な対応が行われるように努める。学習用タブレットによる「せんせい助けて」の児童への啓発を随時行う。
- イ **相談アンケート** (5月、9月、11月、1月) 実施。
定期教育相談 (5月、9月、12月、2月) 実施。
いじめアンケート (6月、10月、3月) 実施。
個別懇談会 (7月、12月) 実施。
- ウ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、日頃から情報共有を行うなどして保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整える。(スクールカウンセラーによる相談:毎週木曜日 心の相談員:週3~4日)

(3) いじめに対する対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに管理職へ報告をあげ、いじめ防止対策組織(いじめ対策委員会)を中心に組織的に対処する。
- イ 聞き取りの際には必ず複数の教員で対応するなど情報収集を多面的に行い、事実関係を正しく把握する。
- ウ 豊田市青少年相談センター(パレクとよた)のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター、豊田市役所・子ども家庭課等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめを受けた子どもを守るために、全校体制で保護者と協力して必要な措置を講じる。
- オ 必要に応じて、関係した子どもや学級、学校全体へ再発防止のための指導を行う。
- カ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 重大事態に至る要因になつたいじめについて調査し、事実関係を可能な限り明確にする。

- (4) 事実関係の確認とともに、いじめた子どもへの指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた子ども及びいじめた子どもに対して、状況に合わせた継続的なケアをし、学校生活復帰のための支援や学習の支援を行う。
- (5) いじめを受けた子ども及びその保護者に対して、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修や外部研修の伝達講習を実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P へ	○現職研修① 児童理解と学級づくり ○いじめ対策委員会の開催①	○相談室やS Cの児童、保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○通学班会	○PTA総会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○授業参観
5月		○縦割り清掃開始 ○1年生を迎える会（縦割り班活動） ○縦割り遊び ○読書祭り ○思いやり週間	○相談アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○お迎え訓練 ○教育懇談会	
6月		○縦割り遊び ○読書祭り	○いじめアンケート	○授業参観 ○学校運営協議会	
7月		○全教職員による取組評価アンケートの実施→検証	○縦割り遊び	○個別懇談会	
8月		○中間評価→検証		○元城王国（5,6年生）	
9月		○縦割り遊び	○身体測定 ○相談アンケート（いじめアンケート） ○教育相談週間	○オープンスクール	
10月		○現職研修②ケーススタディ ○学校自己評価 ○いじめ対策委員会の開催②	○縦割り遊び ○福祉実践教室	○いじめアンケート	
11月		○思いやり週間 ○運動会 ○読書祭り ○読書集会	○相談アンケート（いじめアンケート）	○保護者への学校評価アンケート ○運動会	
12月		○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○思いやり週間 ○縦割り遊び	○教育相談週間	○個別懇談会	
1月		○全教職員による取組評価アンケートの実施 →検証	○保健指導（命の授業） ○縦割り遊び ○お年玉募金活動	○身体測定 ○相談アンケート（いじめアンケート）	
2月		○学校自己評価 ○いじめ対策委員会の開催③	○卒業生を送る会（縦割り班活動） ○縦割り遊び	○教育相談週間 ○学習発表会 ○学校運営協議会議	
3月		○学校評価の結果を検証、基本方針の見直し		○学校評価 ○文科省「生徒指導上の諸課題調査」によるいじめ調査 ○いじめアンケート	
通年		○校内のいじめに関する情報の収集、対応策の検討 ○伝達講習を定期的に開催（OJT）	○校長講話 ○道徳教育、体験活動、分かる授業の充実 ○あいさつ運動、読み聞かせ、元城っ子を語る会、職員会議における研修	○健康観察の実施 ○学習用タブレット「先生たすけて」の啓発 ○SCによる相談 ○SSWによる情報共有 ○あいさつ運動（PTA月に1回） ○親子ふれあい学級（1・6年） ○読み聞かせ（月1回程度）	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、組織的に対応していく。